委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 担 当 課 | 市民協働部 文化スポーツ課 |
|-------------------|---|
| 委託業務番号 | 令和5年度 長文ス第47号 |
| 委託業務名称 | 長浜市民弓道場管理業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市民弓道場(長浜市宮前町13-15) |
| 業務の概要 | ・建築物の維持管理(射場、的場、トイレ) ・設備、備品、消耗品等の維持管理 ・植栽の維持管理 ・清掃業務 ・駐車場管理業務 ・除雪業務 ・保安警備業務 |
| 履行期間 | 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約額(税込) | 1,000,000円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所]長浜市湖北町山本1175番地 |
| | [商 号 又 は 名 称]長浜弓道協会 会長 佐々木尚隆 |
| 契約相手方の 選 定 理 由 | 当施設における利用者の大多数が長浜弓道協会の会員であり、マトなど施設内各所設営に際しては専門的な技術が必要で、長浜弓道協会の協力が不可欠であるため。 |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項(該当する項目に〇印) |
| 根拠規定 | 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| | (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| | (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
| | (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |
| | (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 |
| | (9) 落札者が契約を締結しないとき。 |